

第4回都市自治体行政の専門性（生活保護・生活困窮者対策）に関する研究会

議事概要

日時：平成25年12月20日（金）14:00～16:00

開催場所：都市センター会館 6階 608会議室

出席者：首都大学東京 岡部卓 座長、慶応義塾大学 駒村康平 委員、立正大学 山口道昭 委員、
横浜市 新井隆哲 委員、豊中市社会福祉協議会 勝部麗子 委員、

（公財）日本都市センター 鳴田理事、新田主任研究員、清水研究員、石田研究員

議事要旨：事務局により現地調査（熊本県菊池市・千葉県船橋市）について報告があった。

調査研究に関する議論を交わした。

報告書における座長・各委員の報告や報告書の構成について意見を交わした。

1. 現地調査結果の報告

- ・菊池市に関しては、4自治体が連携してモデル事業を実施しているが、窓口を訪れた困窮者を受託者につなぐ基準等については自治体間で違いがあるということが特徴的なように思う。
- ・菊池市に関しては、地域包括支援センターと連携して潜在的な困窮者にもアプローチしているところが、「発見」のための一手法として特徴的かもしれない。
- ・船橋市に関しては、以前は総合計画に機関委任事務や法定受託事務の内容に触れている自治体はあまりなかったと思うので、総合計画に生活保護のことを明記しているのは特徴的だと思う。
- ・総合計画や地域福祉計画に困窮者問題を明記することで、自治体としての姿勢を明確化することになり、オーソライズもなされるので、事業実施の際の根拠にもなる。
- ・モデル事業の運営主体として、「直営（広域連携を含む）型」・「委託型」・「混合型・連結型」等の分類や実施事業の委託先（運営主体）の分類等によって類型化ができれば、各地域の社会資源の状況に応じた実施方法についてモデル的な提示ができるかもしれない。
- ・生活困窮者自立支援法では、困窮者の「早期発見」が重視されているが、自治体庁舎内に総合相談窓口を設置して、本当に「早期発見」につながるのか疑問が残る。結果的に自力で相談に来れる人だけが対象となり、明確に状況認識ができていない人や相当に切迫した状況にある人しか救えないことになりかねないおそれがある。
- ・困窮者を「早期発見」するためのアイデアや工夫が整理できると、多くの自治体にとって、事業実施を検討する際の参考となるような成果が出せるかもしれない。
- ・これまでに実施した、計4か所の現地調査結果についても、報告書作成に反映させていきたい。

2. 報告書の内容や構成について

- ・報告書のタイトルは、第5回で決定するものとする。
- ・全体を3部構成とし、第I部では生活保護・生活困窮者対策の経緯・現状・課題・先進的取組・今後の方向性等について論じ、第II部では先進自治体への現地調査の報告、第III部ではアンケート調査結果の報告を資料的に掲載することとした。
- ・生活保護行政と生活困窮者対策との関係については、一体的に取り組む必要はあるが、報告書全体としては生活困窮者対策の方に重きを置いた内容とする。
- ・これまでの議論や調査研究結果を踏まえて、結論や考察にまで言及する報告書としたい。

（文責：事務局）